

江差町強靭化計画

令和7年10月

【目 次】

第1章 はじめに

1 国土強靭化の背景	2
2 強靭化の基本的な考え方	2
3 取組を推進するための方針	3

第2章 脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方	4
2 リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定	5
3 評価の実施手順	6
4 評価結果	6

第3章 江差町強靭化のための施策プログラム

1 施策プログラム策定の考え方	7
2 施策推進の指標となる目標値の設定	7
3 推進事業の設定	7
【江差町強靭化のための施策プログラム一覧】	8

第4章 計画の推進管理

1 計画の推進期間等	30
2 計画の推進方法	30

【別表】江差町強靭化に関する脆弱性評価	31
江差町強靭化のための推進事業一覧	41

第1章 はじめに

1 国土強靭化の背景

わが国では、2011年に発生した東日本大震災の経験を通じ、不測の事態に対する社会経済システムの脆弱さが明らかとなり、今後想定される首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模自然災害への備えが国家的な重要課題として認知されることとなった。

こうした中、国においては、2013年12月に、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法」（以下「基本法」という。）が施行され、2014年6月には、基本法に基づく「国土強靭化基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定（2023年7月変更）し、強靭な国づくりを進めてきた。

この間、北海道においては、北海道の強靭化を図るための地域計画として2015年3月に策定した「北海道強靭化計画」を2020年3月に見直し、国の「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」などを活用しながら、施策の推進を図ってきた。一方で、2024年1月に発生した能登半島地震など、近年、全国的に頻発化・激甚化している自然災害から得られた知見、国の基本計画の見直しを踏まえ、2025年3月に北海道強靭化計画が改定された。

本町においても、2018年10月に策定した「江差町強靭化計画」を2020年10月に改定し、大規模自然災害に備えた強靭なまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進してきた。

この度、令和7年度で計画期間を終えることから、社会情勢の変化や計画策定以降の災害から得られた教訓、施策の進捗状況などを踏まえ、必要な見直しと充実を図ることを目的として、「江差町強靭化計画」を改定する。

2 強靭化の基本的な考え方

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靭化地域計画として策定するものであり、国土強靭化に関する部分について地方公共団体における様々な分野の計画等の指針となるものと位置付けられている。このため、本町の第6次江差町総合計画に基づき、他の分野別計画と整合性を図りながら、重点的・分野横断的に推進する計画として、防災、産業、医療、エネルギー、まちづくり、交通等の国土強靭化に関連する部分の施策と連携しながら、長期的な視点に立って一体的に推進する。

＜本町強靭化の目標＞

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 町及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること

- ③ 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

3 取組を推進するための方針

江差町強靭化計画は、町民や関係機関等との協働により進めるとともに、庁内各課の横断的な推進体制を図り、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせた取組を推進する。

また、成果指標による進捗管理を通じて、必要に応じた事業の見直しを行うなど効果的に推進する。

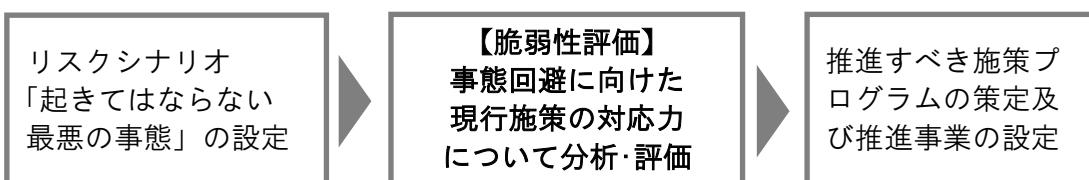
第2章 脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方

大規模自然災害等に対する脆弱性を分析・評価すること（以下「脆弱性評価」という。）は、国土強靭化に関する施策を策定し、効果的、効率的に推進していく上で必要不可欠なプロセスであり（基本法第9条第5項）、国の基本計画や北海道強靭化計画においても、脆弱性評価の結果を踏まえた施策の推進方策が示されている。

本町としても、本計画に掲げる江差町強靭化に関する施策の推進に必要な事項を明らかにするため、国が実施した評価手法や「国土強靭化地域計画策定・改定ガイドライン（第2版）」等を参考に、以下の枠組みにより脆弱性評価を実施した。

【脆弱性評価を通じた施策検討の流れ】



【脆弱性評価において想定するリスク】

- 過去に町内で発生した自然災害による被害状況、各種災害に係る発生確率や被害想定等を踏まえ、今後、本町に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般をリスクの対象として、評価を実施
- また、国土強靭化への貢献という観点から、町内での大規模自然災害に加え、町外における大規模自然災害のリスク低減に向けた本町の対応力についても併せて評価

2 リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定

リスクシナリオは、国の基本計画や北海道強靭化計画で設定されている「事前に備えるべき目標」及び「起きてはならない最悪の事態」と整合性を図るとともに、北海道並びに檜山管内各町と一体的な取組ができるものとする。

また、本町の地域特性等を踏まえ、施策の重複などを勘案し、区分の整理・統合・絞り込み等を行うこととする。

したがって、本町の脆弱性評価の前提となるリスクシナリオは、北海道と同じ6つのカテゴリーと20の「起きてはならない最悪の事態」を改めて設定した。

【リスクシナリオ 20 の「起きてはならない最悪の事態】

カテゴリー		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）
1	人命の保護	1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う多数の死傷者の発生
		1-2 土砂災害による多数の死傷者の発生
		1-3 大規模津波等による多数の死傷者の発生
		1-4 突発的又は広域的な洪水・高潮やため池の損壊、防災インフラの機能不全等に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
		1-5 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う多数の死傷者の発生
2	救助・救急活動等の迅速な実施や避難生活環境の確保	2-1 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞
		2-2 被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺、大規模な自然災害と感染症との同時発生
		2-3 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止
		2-4 避難施設やトイレ、暖房の不足等による劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による災害関連死等の発生
3	行政機能の確保	3-1 町内外における行政機能の大幅な低下
4	経済活動の機能維持	4-1 長期的又は広範囲なサプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞
		4-2 町外との基幹交通の機能停止による物流・人流への甚大な影響
		4-3 食料の安定供給の停滞に伴う、町民生活・社会経済活動への甚大な影響
		4-4 農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下
5	情報通信網や電力等ライフライン、交通ネットワークの確保	5-1 通信インフラの障害等による情報収集・伝達の不備・途絶
		5-2 長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止
		5-3 上下水道施設の長期間にわたる機能停止
		5-4 地域交通ネットワークの機能停止とそれに伴う多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
6	迅速な復旧・復興等	6-1 事前復興ビジョンや地域合意の欠如、災害廃棄物の処理、仮設住宅等の整備の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ
		6-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足や地域コミュニティの機能低下

3 評価の実施手順

前項で定めた20の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、関連する現行の施策の推進状況や課題等を整理し、事態の回避に向けた現行施策の対応力について、分析・評価を行った。

4 評価結果

脆弱性評価の結果は巻末の別表「江差町強靭化に関する脆弱性評価」のとおり。

第3章 江差町強靭化のための施策プログラム

1 施策プログラム策定の考え方

第2章に示した脆弱性評価の結果を踏まえ、本町における強靭化施策の取組方針を示す「江差町強靭化のための施策プログラム」を策定する。

施策プログラムは、脆弱性評価において設定した「起きてはならない最悪の事態」を回避するため、本町のみならず国、北海道、民間それぞれの取組主体が適切な役割分担と連携のもとで行う。

また、取り組むべきリスク回避のために、施設の整備・耐震化、代替施設の確保等の「ハード対策」のみではなく、情報・訓練・防災教育をはじめとした「ソフト対策」を組み合わせ、20の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとに取りまとめる。

なお、施策の推進にあたっては、本町の総合計画に掲げる基本目標の実現を図るとともに、本町の強靭化を 国・北海道の強靭化へとつなげるため、総合計画の方向に沿った取組や、「北海道強靭化計画」で示された重点化項目と調和を図りながら、緊急性や優先度を総合的に判断し、実施することとする。

2 施策推進の指標となる目標値の設定

施策推進に当たり、個別施策の進捗や実績を定量的に把握するため、総合計画等による数値目標を設定する。

なお、本計画に掲載する目標値については、施策推進のための財源措置等が担保されていないことに加え、国や北海道が推進主体となる施策も数多くあることなどから、経年的な事業量等を積み上げた精緻な指標ではなく、施策推進に関わる国、北海道、市町村、民間等の各関係者が共有する「努力目標」と位置づける。

また、計画策定後の状況変化等に機動的に対応するため、計画期間中においても、必要に応じて目標値の見直しや新たな設定を行う。

3 推進事業の設定

施策推進に必要な各事業のうち、江差町が主体となって実施する事業を設定し、個別の箇所・地区等については、別表に整理する。

また、計画策定後の状況変化等に機動的に対応するため、計画期間中においても、必要に応じ推進事業の見直しや新たな設定を行う。

【江差町強靭化のための施策プログラム一覧】

- 脆弱性評価において設定した20の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、事態回避に向け推進する施策を掲載
- 当該施策の推進に関連する分野（第6次江差町総合計画における分野）を各施策の末尾に【】書きで記載
- プログラムを構成する施策には、複数の「最悪の事態」に対応するものも多くあるが、これらの施策については、特に関わりのある「最悪の事態」ごとに掲載する
- 重複（再掲）する施策については、※を付す

1. 人命の保護

1－1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う多数の死傷者の発生

（住宅・建築物等の耐震化）

- 省エネルギー・耐震性に配慮した住宅環境の整備【住宅・住環境】
- 江差町耐震改修促進計画改定及び新計画に基づく住宅の耐震化の促進【住宅・住環境】

（建築物等の老朽化対策）

- 空き店舗対策事業の推進【商工業】
- 開陽丸記念館の展示リニューアルと外装改修計画の検討【観光・江差追分】
- 地域資源を有効利用した観光受け入れ体制の推進【観光・江差追分】※
- 老朽校舎の改修整備の促進【学校教育】※
- 教職員住宅の整備並びに老朽教職員住宅のあり方の検討【学校教育】
- スポーツ施設の長寿命化、活動環境、利活用方法の充実【社会教育】※
- 江差町文化会館の施設整備と活用推進【社会教育】※
- 集会施設の適正な維持補修【コミュニティ】※
- 空き家・空き店舗バンク登録制度の検討【移住・定住・交流】
- 住宅地における空き家対策の推進（危険空き家の解体の促進、空き家バンク登録制度などによる利活用の促進）【土地利用】
- 公共施設等総合管理計画に基づく未利用公共施設の廃止・解体撤去の推進
・遊休地及び分譲地の売却の促進【土地利用】
- 空き家・空き地（町有地）の活用方法の検討【住宅・住環境】
- 危険空き家への対応の検討（適正管理・解体）【住宅・住環境】
- 庁内検討委員会による空き家対策取り組みの推進【住宅・住環境】

- 少子・高齢化に対応した住宅環境の整備【住宅・住環境】
- 住宅長寿命化対策の推進【住宅・住環境/移住・定住・交流】
- 町営住宅の適正な維持修繕（長寿命化）と居住水準の向上【住宅・住環境】
- 少子・高齢化に対応した町営住宅の整備【住宅・住環境】
- 町営住宅と連動した戸数管理（良質な住宅環境の整備）【住宅・住環境】
- 北埠頭フェリー岸壁整備【港湾・漁港】※
- 老朽化港湾施設の整備【港湾・漁港】※
- 江差町公共下水道事業ストックマネジメント計画に基づく機械・電気設備等の更新【上下水道】※
- 経年劣化に伴う終末処理場、ポンプ場等のオーバーホール（部品交換）の実施【上下水道】※
- 老朽水管の更新【上下水道】※
- し尿処理施設の老朽化対策【環境衛生】※
- 遊具・設備の保守、維持管理【公園】
- 老朽化した遊具・設備の補修・撤去【公園】

（緊急輸送道路等の整備）

- 公共交通機関等（民間事業者）と連携した2次交通対策【観光・江差追分】
- 救急医療、救急医療搬送体制の更なる整備【地域医療】※
- かもめ島入口の交差点改良に伴う土地利用の変更の検討【土地利用】
- 江差町橋梁長寿命化修繕（橋梁架換・橋梁修繕）【道路・河川】※
- JR江差線線路跡地新設道路改良【道路・河川】※
- 函館・江差自動車道の整備における「木古内・江差間」の調査促進及び早期事業着手【道路・河川】※
- かもめ島入口の交差点改良の促進（国道）【道路・河川】※
- 国道227・228号における海岸線の波しうき対策の促進【道路・河川】※
- 国道227号における冬期間の交通安全対策上の道路改良（尾山地区～伏木戸地区間）【道路・河川】※
- 道道乙部厚沢部線冠水対策（朝日地区）の促進【道路・河川】※
- 道道乙部厚沢部線歩道整備対策（小黒部地区）の促進【道路・河川】
- 市街地道路の改良【道路・河川】※
- 市街地道路のバリアフリー化【道路・河川】※
- 町道の維持補修【道路・河川】※
- 企業等との防災協定の拡充【消防・救急・防災】※
- 新たな避難経路の検討と避難路の維持管理【消防・救急・防災】
- 交通安全施設の整備（関係機関への要請含む。）【交通安全・防犯・消費生活】

＝

(防火対策・火災予防)

- 消火栓の計画的更新と消火栓・防火水槽の設置による消防水利の改善【消防・救急・防災】

指標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
町営住宅の管理戸数	405 戸	360 戸
江差町橋梁長寿命化修繕	15 橋中 4 橋	15 橋中 9 橋
JR 江差線線路跡地新設道路改良	4 路線中 2 路線	4 路線中 4 路線
急所施設及び重要施設の管路に係る耐震化率	73. 7%	80. 3%
公園の遊具設備の機能改善 ※経年劣化遊具設備機能判定-C 判定	10 箇所	4 箇所
公園の遊具設備の機能改善 ※経年劣化遊具設備機能判定-D 判定	4 箇所	1 箇所

1－2 土砂災害による多数の死傷者の発生

(警戒避難体制の整備等)

- 「住まい」における個々の対象者に応じた生活上の課題を把握し、関係機関との協力・連携体制による生活支援への取り組み【高齢者福祉・介護保険】※
- 独居高齢者等の安否確認のための体制・方策の検討【高齢者福祉・介護保険】※
- 町内施設の消防訓練・避難訓練の指導強化【消防・救急・防災】※
- 災害に対する意識づくり、避難体制の確立（地域防災計画・ハザードマップの見直し）【消防・救急・防災】※
- 災害時における避難行動要支援者への援護体制の確立（避難行動要支援者名簿の更新・個別避難計画の策定）【消防・救急・防災】※
- 町内会等を中心とした自主防災組織の育成、活動支援【消防・救急・防災】※
- 近年増加している自然災害に備えた意識啓発、防災訓練（避難訓練・図上訓練・避難所運営など）の実施【消防・救急・防災】※
- 防災情報伝達システムの整備・導入【消防・救急・防災】※

(砂防設備等の整備、老朽化対策)

- 森林整備計画の着実な実行【林業】※
- 林業の担い手の育成、確保【林業】※
- 林業の経営基盤の強化【林業】※
- 保育・間伐の協同施業、作業道の共同設置など施業の集約化、路網整備による低コスト施業の促進【林業】※

- 間伐材の利用促進【林業】※
- 補助事業（森林環境保全直接支援事業）を活用した植栽・下刈り・枝打ち・除伐・間伐等の施業の推進【林業】※
- 水源涵養機能・山地防災機能の強化【林業】※
- 生活環境保全機能・保健文化機能の強化【林業】※
- 森林づくりに対する理解の促進、植樹・育樹活動への参加促進【林業】※
- 豊かな森づくり推進事業等による無立木地の解消【林業】※
- 普通河川（町管理）の河道確保及び維持管理【道路・河川】※
- 二級河川（道管理）の河道確保対策の促進【道路・河川】※
- 森林資源の保全【自然環境・エネルギー】※
- 植樹、育樹活動への参加促進【自然環境・エネルギー】※
- 急傾斜地等の危険防止対策事業の推進【消防・救急・防災】
- 宅地防災対策の推進（大規模盛土造成地の経過観察等）【消防・救急・防災】

指標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
防災訓練実施回数（町内会等含む）	3回	8回
森林整備面積 ※植栽、下刈り、枝打ち、間伐、路網整備等に 関する面積	28.9ha	40ha

1－3 大規模津波等による多数の死傷者の発生

（津波避難体制の整備）

- 独居高齢者等の安否確認のための体制・方策の検討【高齢者福祉・介護保険】※
- 江差港の再編利用計画【港湾・漁港】※
- 江差港長期構想計画の見直し【港湾・漁港】※
- 機能保全・長寿命化対策【港湾・漁港】※
- 町内施設の消防訓練・避難訓練の指導強化【消防・救急・防災】※
- 災害に対する意識づくり、避難体制の確立（地域防災計画・ハザードマップの見直し）【消防・救急・防災】
- 災害時における避難行動要支援者への援護体制の確立（避難行動要支援者名簿の更新・個別避難計画の策定）【消防・救急・防災】※
- 町内会等を中心とした自主防災組織の育成、活動支援【消防、救急、防災】※
- 近年増加している自然災害に備えた意識啓発、防災訓練（避難訓練・図上訓練・避難所運営など）の実施【消防・救急・防災】※
- 防災情報伝達システムの整備・導入【消防・救急・防災】※

(海岸保全施設等の整備)

- 生活環境保全機能・保健文化機能の強化【林業】※

指標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
防災訓練実施回数（町内会等含む）	3回	8回

1－4 突発的又は広域的な洪水・高潮やため池の損壊、防災インフラの機能不全等に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

(洪水・内水ハザードマップの作成)

- 災害に対する意識づくり、避難体制の確立（地域防災計画・ハザードマップの見直し）【消防・救急・防災】※
- 近年増加している自然災害に備えた意識啓発、防災訓練（避難訓練・図上訓練・避難所運営など）の実施【消防・救急・防災】※

(河川改修等の治水対策)

- 江差北部地域農業生産基盤整備（農業競争力強化農地整備事業）による農地の基盤整備と用排水路の改修【農業】※
- 道営農地整備事業【農業】※
- 水利施設管理強化事業【農業】※
- 明暗渠、心土破碎等のほ場排水対策【農業】※
- 水源涵養機能・山地防災機能の強化【林業】※
- 道道乙部厚沢部線冠水対策（朝日地区）の促進【道路・河川】※
- 普通河川（町管理）の河道確保及び維持管理【道路・河川】※
- 二級河川（道管理）の河道確保対策の促進【道路・河川】※
- 二級河川（道管理）の樋門・樋管の改修

(ため池の防災対策)

- 「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」に基づき、必要な点検及び修繕を実施【農業】

指標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
防災訓練実施回数（町内会等含む）	3回	8回

1－5 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う多数の死傷者の発生

(暴風雪時における道路管理体制の強化)

- 函館・江差自動車道の整備における「木古内・江差間」の調査促進及び早期事業着手【道路・河川】※
- 国道227号における冬期間の交通安全対策上の道路改良（尾山地区～伏木戸地区間）【道路・河川】※
- 情報通信技術の発展への対応【地域公共交通・情報通信】※
- 防災情報伝達システムの整備・導入【消防・救急・防災】※
- 情報を誰もが簡単に共有できる仕組み【広報・広聴・協働】※

(除雪体制の確保)

- 国道の整備促進 【道路・河川】
- 道道の整備促進 【道路・河川】※
- 町道の整備 【道路・河川】※

2. 救助・救急活動等の迅速な実施や避難生活環境の確保

2-1 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞

(防災訓練等による救助・救急体制の強化)

- 救急救命士による高度救急救命処置の拡大育成・研修強化【消防・救急・防災】※
- 町内施設の消防訓練・避難訓練の指導強化【消防・救急・防災】※
- 町内会等を中心とした自主防災組織の育成、活動支援【消防・救急・防災】※
- 近年増加している自然災害に備えた意識啓発、防災訓練（避難訓練・図上訓練・避難所運営など）の実施【消防・救急・防災】※
- 企業等との防災協定の拡充【消防・救急・防災】※
- 定住自立圈形成協定に基づく共生ビジョン事業の推進【行財政運営・広域連携】
 - ・道南ドクターへリ運航事業
 - ・脳疾患救急患者の搬送体制支援
- 広域連携に向けた取り組みの推進【行財政運営・広域連携】※

(救急活動等に要する情報基盤、資機材の整備)

- 救急医療、救急医療搬送体制の更なる整備【地域医療】※
- 情報通信技術の発展への対応【地域公共交通・情報通信】※
- 消防活動（火災・事故・救助）に関する消防用資機材の更新【消防・救急・防災】
- 防災情報伝達システムの整備・導入【消防・救急・防災】※

指標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
防災訓練実施回数（町内会等含む）	3回	8回

2－2 被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺、大規模な自然災害と感染症との同時発生

（保健所との連携・保健センター機能の充実）

- 道と連携し、医療提供体制の確保を図る【健康づくり】
- 国内外の感染症の流行状況の早期把握・対応【健康づくり】
- 感染症の予防、蔓延防止のための知識や情報の提供【健康づくり】
- 各種予防接種に係る費用助成の充実【健康づくり】
- 医療機関との連携により接種体制の整備・充実【健康づくり】
- 防疫対策【環境衛生】※

（被災時の保健医療支援体制の強化）

- 医療介護の専門職と地域住民が結びつく共有ツールを活用できる仕組みづくり【高齢者福祉・介護保険】
- 障がい者やその家族等からの相談に応じ、必要な情報提供や権利擁護に必要な支援の充実【障がい者福祉】※
- 南檜山圏域の地域医療体制について2次医療圏構成町・北海道等関係機関との協議【地域医療】※
- 近隣町との連携による医師確保対策等の要請【地域医療】
- 救急医療、救急医療搬送体制の更なる整備【地域医療】※
- インターネットを活用した医療連携の維持、継続【地域医療】※
- 看護師養成校に在学し卒業後町内医療機関で従事する者に対する修学資金貸付の継続【地域医療】
- 救急救命士による高度救急救命処置の拡大育成・研修強化【消防、救急、防災】※

（災害時における福祉的支援）

- 子どもたちにボランティア意識を醸成する地域での取り組み【地域福祉】※
- 江差町社会福祉協議会との連携強化【地域福祉】※
- 町内会や自治会、民生委員児童委員協議会などとの連携【地域福祉】※
- 地域住民の参加による多様な福祉活動の促進（地域で高齢者や障がい者、子どもを見守り支える地域福祉活動など）【地域福祉】※
- 見守り支え合いネットワークを官民相互で協力し合う組織の推進【高齢者福祉・介護保険】※

- 認知症対策への取り組み推進【高齢者福祉・介護保険】※
- 社会福祉委員（民生委員）や社会福祉協議会、介護事業所などの関係機関との連携【高齢者福祉・介護保険】
- 独居高齢者の生活をサポートする地域住民の取り組み【高齢者福祉・介護保険】※
- 在宅型総合福祉施設「まるやま」、生きがい交流センター、老人福祉センターの効果的な活用【高齢者福祉・介護保険】
- 障がい者やその家族等からの相談に応じ、必要な情報提供や権利擁護に必要な支援の充実【障がい者福祉】※
- 課題別のまちづくり活動組織の育成（環境保全・子育て・高齢者見守りなど）【コミュニティ】※
- 災害時における避難行動要支援者への援護体制の確立（避難行動要支援者名簿の更新・個別避難計画の策定）【消防・救急・防災】※

指標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
認知症サポーター養成者数	累計 854 人	累計 1,150 人
医師確保人数	10 人	10 人
看護師等育成確保対策（修学資金貸付）を活用し町内医療機関へ就職した数	累計 8 人	累計 23 人

2-3 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー —供給の長期停止

（物資供給等に係る連携体制の整備）

- 自助・互助・共助の普及促進【地域福祉】※
- 江差町社会福祉協議会との連携強化【地域福祉】※
- 町内会や自治会、民生委員児童委員協議会などの連携【地域福祉】※
- 見守り支え合いネットワークを官民相互で協力し合う組織の推進【高齢者福祉・介護保険】※
- 認知症対策への取り組みの推進【高齢者福祉・介護保険】※
- 独居高齢者の生活をサポートする地域住民の取り組み【高齢者福祉・介護保険】※
- 高齢者リーダー育成事業、世代間交流事業の推進【高齢者福祉・介護保険】
- 南檜山圏域の地域医療体制について二次医療圏構成町・北海道等関係機関との協議【地域医療】※
- 人々が支えあい安心して生きる成人教育の充実【社会教育】
- 各組織の相互交流活動の活発化【コミュニティ】※
- 友好都市「石川県珠洲市」との交流の推進【移住・定住・交流】※

- 「滋賀県東近江市」地域連携協定による交流の推進【移住・定住・交流】※
- 函館・江差自動車道の整備における「木古内・江差間」の調査促進及び早期事業着手【道路・河川】※
- 国道227・228号における海岸線の波しうき対策の促進【道路・河川】※
- 国道227号における冬期間の交通安全対策上の道路改良（尾山地区～伏木戸地区間）【道路・河川】※
- 道道の整備促進【道路・河川】※
- 老朽化港湾施設の整備【港湾・漁港】※
- 江差町再構築計画に基づく施設の統廃合【上下水道】※
- 老朽水管の更新【上下水道】※
- 町内会等を中心とした自主防災組織の育成、活動支援【消防・救急・防災】※
- 企業等との防災協定の拡充【消防・救急・防災】※
- 広域連携に向けた取り組みの推進【行財政運営・広域連携】※
- 広域事務の取り扱いについての協議【行財政運営・広域連携】

(非常用物資の備蓄促進)

- 農水産物などの地域資源を活用した加工・流通・保存施設の整備などへの支援【商工業】※
- 災害時における避難行動要支援者への援護体制の確立（避難行動要支援者名簿の更新・個別避難計画の策定）【消防・救急・防災】※
- 町内会等を中心とした自主防衛組織の育成、活動支援【消防・救急・防災】※
- 防災備蓄品の整備・更新【消防・救急・防災】※
- 江差北部地域における分散備蓄場所の更なる検討【消防・救急・防災】
- 広域連携に向けた取り組みの推進【行財政運営・広域連携】※

指標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
防災備蓄整備進捗率	94.2%	100%

2-4 避難施設やトイレ、暖房の不足等による劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による災害関連死等の発生

(避難所等の指定・整備・普及啓発)

- 独居高齢者等の安否確認のための体制・方策の検討【高齢者福祉・介護保険】※
- 老朽校舎の改修整備の促進【学校教育】※

- 江差町文化会館の施設整備と活用推進【学校教育】※
- スポーツ施設の長寿命化、活動環境、利活用方法の充実【社会教育】※
- 集会施設の適正な維持補修【コミュニティ】※
- 土地利用の面からの災害対策の推進（避難所の配置、避難経路の確保、被災時の仮設住宅建設予定地の確保などの検討）【土地利用】※
- 災害に対する意識づくり、避難体制の確立（地域防災計画・ハザードマップの見直し）【消防・救急・防災】※
- 災害時における避難行動要支援者への援護体制の確立（避難行動要支援者名簿の更新・個別避難計画の策定）【消防・救急・防災】※
- 近年増加している自然災害に備えた意識啓発、防災訓練（避難訓練・図上訓練・避難所運営など）の実施【消防・救急・防災】※

（避難所等の生活環境の改善、健康への配慮）

- 老朽校舎の改修整備の促進【学校教育】※
- 集会施設の適正な維持補修【コミュニティ】※
- 防疫対策【環境衛生】※
- 防災備蓄品の整備・更新【消防、救急、防災】※

（積雪寒冷を想定した避難所等の対策）

- 老朽校舎の改修整備の促進【学校教育】※
- 集会施設の適正な維持補修【コミュニティ】※
- 土地利用の面からの災害対策の推進（避難所の配置、避難経路の確保、被災時の仮設住宅建設予定地の確保などの検討）【土地利用】※
- 交通弱者のための移動手段の確保・運営体制についての検討【地域公共交通・情報通信】※
- 情報通信技術の発展への対応【地域公共交通、情報通信】※
- 災害に対する意識づくり、避難体制の確立（地域防災計画・ハザードマップの見直し）【消防・救急・防災】※
- 災害時における避難行動要支援者への援護体制の確立（避難行動要支援者名簿の更新・個別避難計画の策定）【消防・救急・防災】※
- 町内会等を中心とした自主防災組織の育成、活動支援【消防・救急・防災】※
- 近年増加している自然災害に備えた意識啓発、防災訓練（避難訓練・図上訓練・避難所運営など）の実施【消防、救急、防災】※
- 防災備蓄品の整備・更新【消防・救急・防災】※
- 防災情報伝達システムの整備・導入【消防・救急・防災】※
- 情報を誰もが簡単に共有できる仕組みづくり【広報・広聴・協働】※

指標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
防災備蓄整備進捗率	94.2%	100%

3. 行政機能の確保

3-1 町内外における行政機能の大幅な低下

(災害対策本部機能等の強化)

- 災害に対する意識づくり、避難体制の確立（地域防災計画・ハザードマップの見直し）【消防・救急・防災】※
- 町内会等を中心とした自主防災組織の育成、活動支援【消防・救急・防災】
-
- 行政運営にかかる効率的な取り組み【行財政運営・広域連携】
- 資質向上のための職員研修の実施【行財政運営・広域連携】※

(行政の業務継続体制の整備)

- 行政事務効率化・迅速化を図るためのデジタル化推進【行財政運営・広域連携】
- 情報セキュリティ対策の徹底【行財政運営・広域連携】
- 資質向上のための職員研修の実施【行財政運営・広域連携】※
- 広域連携に向けた取り組みの推進【行財政運営・広域連携】※
- 情報を誰もが簡単に共有できる仕組みづくり【広報・広聴・協働】※

(広域応援・受援体制の整備)

- 交流人口・関係人口増加に向けた取り組みの強化【観光・江差追分】※
- 友好都市「石川県珠洲市」との交流の推進【移住・定住・交流】※
- 「滋賀県東近江市」地域連携協定による交流の推進【移住・定住・交流】※
- 関係人口の拡大につながる交流の推進【移住・定住・交流】
- 情報通信技術の発展への対応【地域公共交通・情報通信】※
- 資質向上のための職員研修の実施【行財政運営・広域連携】※
- 広域連携に向けた取り組みの推進【行財政運営・広域連携】※
- 災害時における受援体制の検討

指標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
観光入込客数	249千人	382千人
来訪者満足度	83.1%	89.0%
リピーター率	42.3%	60.8%

新規会員数（江差追分会）	69人	110人
--------------	-----	------

4. 経済活動の機能維持

4-1 長期的又は広範囲なサプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞

（リスク分散を重視した企業立地等の促進）

- 新事業に取り組む事業者への支援（情報提供等のサポート）【雇用創出】
- 雇用拡大に取り組む企業等に対する助成【雇用創出】※
- テレワークの検討【移住・定住・交流】
- 江差町立地適正化計画への防災指針の位置づけと進捗管理【消防・救急・防災】

（企業の事業継続体制の強化）

- 雇用拡大に取り組む企業等に対する助成【雇用創出】※
- 産業団体の健全な発達を図るため、町が事業運営に必要な資金を貸し付け【雇用創出】※
- 事業継続力強化支援計画に基づく取り組み

（被災企業等への金融支援）

- 町が金融機関の窓口を通じて中小企業に融資【雇用創出】
- 産業団体の健全な発達を図るため、町が事業運営に必要な資金を貸し付け【雇用創出】※

指標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
創業・起業件数	累計4件	累計8件

4-2 町外との基幹交通の機能停止による物流・人流への甚大な影響

（港湾の機能強化）

- 漁港区整備【港湾・漁港】
- 江差港の再編利用計画【港湾・漁港】※
- 北埠頭フェリー岸壁整備【港湾・漁港】※
- 老朽化港湾施設の整備【港湾・漁港】※
- 江差港港湾施設定期点検【港湾・漁港】
- 江差港長期構想計画の見直し【港湾・漁港】※
- 奥尻離島航路の維持整備対策の推進【地域公共交通・情報通信】※

- 関係機関によるフェリー利用促進活動の実施【地域公共交通・情報通信】

(陸路における流通拠点の機能強化)

- かもめ島周辺を①交通の拠点②物流の拠点③交流の拠点として位置づけし、「かもめ島エリア」「開陽丸エリア」「いにしえ街道エリア」のバランスの取れた質の高いエリアの発展を目指した北の江の島構想の着実な推進【土地利用】※
- 函館・江差自動車道の整備における「木古内・江差間」の調査促進及び早期事業着手【道路・河川】※
- かもめ島入口の交差点改良の促進（国道）【道路・河川】※
- 国道227・228号における海岸線の波しうき対策の促進【道路・河川】※
- 国道227号における冬期間の交通安全対策上の道路改良（尾山地区～伏木戸地区間）【道路・河川】※
- 道道の整備促進【道路・河川】※
- 町道の整備【道路・河川】※

4－3 食料の安定供給の停滞に伴う、町民生活・社会経済活動への甚大な影響

(食料生産基盤の整備)

- 江差北部地域農業生産基盤整備（農業競争力強化農地整備事業）による農地の基盤整備と用排水路の改修【農業】※
- 認定農業者及び中心経営体への利用集積の推進【農業】
- 生産ほ場の集約化【農業】
- 新規就農者への利用集積の促進【農業】
- 農地の保全管理【農業】※
- 新規就農者対策、法人参入の支援【農業】
- 農地所有適格法人などの設立、育成【農業】
- 集落営農組織の確立、推進【農業】
- 認定農業者の育成【農業】
- 農業者相互の交流、情報交換の促進【農業】※
- アスパラガスの株の更新及び老朽ビニールハウスの改修【農業】※
- 担い手への集積・集約に伴う、新たな土地利用型作物の検討【農業】
- スマート農業に対応した農地整備【農業】
- ICT 対応機械の導入促進・環境整備【農業】
- 多面的機能支払交付金の活用【農業】
- 道営農地整備事業【農業】※
- 水利施設管理強化事業【農業】※
- 明暗渠、心土破碎等のほ場排水対策【農業】※

- 施肥管理による低コスト化・生産性の向上【農業】
- 新規作物の試験・研究【農業】※
- 栽培技術の普及【農業】※
- 耕畜連携による畜産振興（畜産のための飼料作物、飼料用米の生産と肉用牛の水田放牧による連携）【農業】
- 農地の地力回復支援対策【農業】
- 園芸施設整備支援対策【農業】
- 農業経営基盤安定化対策事業の推進【農業】※
- 江差藻場漁場（増殖場）による魚礁設置【漁業】
- ブルーカーボンの取り組み【漁業】
- サケ海中飼育推進【漁業】
- ウニ栽培漁業推進【漁業】
- マナマコ栽培漁業推進【漁業】
- トラウトサーモン養殖漁業推進【漁業】
- 若手漁業者の人材育成のため研修の取り組み推進【漁業】
- 新規漁業者への財政支援（奨励金）【漁業】
- 漁船漁業振興及び流通多角化の推進【漁業】
- ひやま地域ニシン復興対策【漁業】
- 秋サケ資源増大対策【漁業】
- 漁業経営基盤安定化対策事業の推進【漁業】※
- スマート漁業の推進に向けた環境整備【漁業】
- 機能保全・長寿命化対策【港湾・漁港】※

（食料品の販路拡大）

- 農業者相互の交流、情報交換の促進【農業】※
- 重点振興作物（アスパラガス・ブロッコリー）の販路拡大と作付の促進【農業】
- アスパラガスの株の更新及び老朽ビニールハウスの改修【農業】※
- 農畜産物の付加価値向上【農業】
- 地産地消・地産外商の推進【農業・漁業】
- 農家の直売所の拡大（空き店舗活用の仕組みづくり）【農業】
- 新規作物の試験・研究【農業】※
- 栽培技術の普及【農業】※
- 農業経営基盤安定化対策事業の推進【農業】※
- 水産物の付加価値向上【漁業】
- 漁業経営基盤安定化対策事業の推進【漁業】※
- 江差商工会との連携による商業振興策の推進【商工業】
- 工業技術センター・食品加工研究センター等の研究機関の利活用【商工業】

- 特産品の開発や地場産品のブランド化の取り組み、販路の拡大【商工業】
- 農水産物などの地域資源を活用した加工・流通・保存施設の整備などへの支援【商工業】※
- 農水産物などの地域資源を使った特産品づくり（地場で加工できる場所の確保）【商工業】
- 産学官学連携による地場産品を活用した高付加価値商品の創出【商工業】
- かもめ島周辺を①交通の拠点②物流の拠点③交流の拠点として位置づけし、「かもめ島エリア」「開陽丸エリア」「いにしえ街道エリア」のバランスの取れた質の高いエリアの発展を目指した北の江の島構想の着実な推進【土地利用】※
- 都市機能誘導区域を中心とした空き地や空き店舗の利活用策の検討（エリア全体として公共性と経済性を意識した利活用の検討）【土地利用】

指標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
農産物販売額（1人あたり）	517万円	590万円
アスパラガスの販売額	40,593千円	44,652千円
アスパラガスの収穫量	28.7t	31.6t
農地集積率	68.3%	69.6%
新規就農者・法人数	累計2人 (又は法人)	累計4人 (又は法人)
ニシン地産地消・外商（漁獲高）	15.8t	24t
ナマコの漁獲高	12.1t	15t
新規漁業就業者	0人	1人
トラウトサーモンの漁獲高	10t	28t

4－4 農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下

（森林の整備・保全）

- 森林経営計画の作成促進【林業】
- 森林整備計画の着実な実行【林業】※
- 森林環境譲与税の効果的な活用【林業】
- 林業の担い手の育成、確保【林業】※
- 林業の経営基盤の強化【林業】※
- 保育・間伐の協同施業、作業道の共同設置など施業の集約化、路網整備による低コスト施業の促進【林業】※
- 木材等生産機能の強化【林業】
- 間伐材の利用促進【林業】※
- 補助事業（森林環境保全直接支援事業）を活用した植栽・下刈り・枝打ち・

除伐・間伐等の施業の推進【林業】※

- スマート林業の推進に向けた環境整備【林業】
- 水源涵養機能・山地防災機能の強化【林業】※
- 生活環境保全機能・保健文化機能の強化【林業】※
- 森林づくりに対する理解の促進、植樹・育樹活動への参加促進【林業】※
- 豊かな森づくり推進事業等による無立木地の解消【林業】※
- 森林環境譲与税を活用した森林整備推進による公益的機能の保持【林業】
- 木育を通じた森林づくりや木材利用に対する理解の促進【林業】
- 北部地域及び森林地域の豊かな自然環境、自然景観の保全【土地利用】
- 有害鳥獣の捕獲【環境衛生】
- 有害鳥獣による人的・農作物被害の未然防止対策【環境衛生】
- 森林資源の保全【自然環境・エネルギー】※
- 植樹、育樹活動への参加促進【自然環境・エネルギー】※

(農地・農業水利施設等の保全管理)

- 江差北部地域農業生産基盤整備（農業競争力強化農地整備事業）による農地の基盤整備と用排水路の改修【農業】※
- 農地の保全管理【農業】※
- 道営農地整備事業【農業】※
- 水利施設管理強化事業【農業】※
- 明暗渠、心土破碎等のほ場排水対策【農業】※

指標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
森林整備面積 ※植栽、下刈り、枝打ち、間伐、路網整備等に関する面積	28.9ha	40ha

5. 情報通信網や電力等ライフライン、交通ネットワークの確保

5-1 通信インフラの障害等による情報収集・伝達の不備・途絶

(関係機関の情報共有化)

- 緊急時対応への連携システムの推進【高齢者福祉・介護保険】※
- ICT環境の整備【学校教育】
- 情報通信技術の発展への対応【地域公共交通・情報通信】※
- 防災情報伝達システムの整備・導入【消防・救急・防災】※

(住民等への情報伝達体制の強化)

- 自助・互助・共助の普及促進【地域福祉】※
- 見守り支え合いネットワークを官民相互で協力し合う組織の推進【高齢者福祉・介護保険】※
- 認知症対策への取り組みの推進【高齢者福祉・介護保険】※
- 緊急時対応への連携システムの推進【高齢者福祉・介護保険】※
- 独居高齢者等の安否確認のための体制・方策の検討【高齢者福祉・介護保険】※
- 各種団体との連携、幅広い広報活動などによるコミュニティ意識の高揚【コミュニティ】※
- 情報通信技術の発展への対応【地域公共交通・情報通信】※
- 地上テレビジョン放送の受信障害への対応【地域公共交通・情報通信】※
- 災害時における避難行動要支援者への援護体制の確立（避難行動要支援者名簿の更新・個別避難計画の策定）【消防・救急・防災】※
- 町内会等を中心とした自主防災組織の育成、活動支援【消防・救急・防災】※
- 防災情報伝達システムの整備・導入【消防・救急・防災】※
- 情報を誰もが簡単に共有できる仕組みづくり【広報・広聴・協働】※
- 町公式LINEの登録者を増やす仕組みづくり【広報・広聴・協働】
- 広報紙内容の充実【広報・広聴・協働】
- 広報紙やホームページへの住民参加の検討【広報・広聴・協働】
- 誰もが参加し、まちづくりの意見交換ができる場づくり【広報・広聴・協働】※
- 住民から寄せられたまちづくりに関する意見への対応の充実（広報紙やホームページへの掲載など）【広報・広聴・協働】

（外国人、観光客、高齢者等の要配慮者対策）

- 地域資源を有効活用した観光受け入れ体制の推進【観光・江差追分】※
- 多様な子育て支援体制の検討【子ども・子育て支援】
- 出産・育児に対する不安を解消し、育児相談や見守り支援体制の充実など、子育てを地域全体で支援できる体制づくり【子ども・子育て支援】※
- 見守り支え合いネットワークを官民相互で協力し合う組織の推進【高齢者福祉・介護保険】※
- 認知症対策への取り組みの推進【高齢者福祉・介護保険】※
- 「住まい」における個々の対象者に応じた生活上の課題を把握し、関係機関との協力・連携体制による生活支援への取り組み【高齢者福祉・介護保険】※
- 独居高齢者等の安否確認のための体制・方策の検討【高齢者福祉・介護保険】※

- 独居高齢者の生活をサポートする地域住民の取り組み【高齢者福祉・介護保険】※
- 相談支援体制の周知【障がい者福祉】
- インターネットを活用した医療連携の維持、継続【地域医療】※
- 町内会・自治会活動の活性化、連携促進【コミュニティ】※
- 課題別のまちづくり活動組織の育成（環境保全・子育て・高齢者見守りなど）【コミュニティ】※
- 國際社会に対応した地域づくり【移住・定住・交流】
- 路線バスの利用促進【地域公共交通・情報通信】
- 路線バスの維持確保対策【地域公共交通・情報通信】※
- 奥尻離島航路の維持整備対策の推進【地域公共交通・情報通信】※
- 江差マースの運行、拡充に向けた検討【地域公共交通・情報通信】
- 路線バス廃止地区の代替交通手段の確保対策【地域公共交通・情報通信】
- 交通弱者のための移動手段の確保・運営体制についての検討【地域公共交通・情報通信】※
- 情報通信技術の発展への対応【地域公共交通・情報通信】※
- 地上テレビジョン放送の受信障害への対応【地域公共交通・情報通信】※
- 災害時における避難行動要支援者への援護体制の確立（避難行動要支援者名簿の更新・個別避難計画の策定）【消防・救急・防災】※
- 防災情報伝達システムの整備・導入【消防・救急・防災】※
- 交通安全施設の整備（関係機関への要請含む。）【交通安全・防犯・消費生活】※

（帰宅困難者対策の推進）

- 交通弱者のための移動手段の確保・運営体制についての検討【地域公共交通・情報通信】※
- 防災情報伝達システムの整備・導入【消防・救急・防災】※

（地域防災活動、防災教育の推進）

- 自助・互助・共助の普及促進【地域福祉】※
- 異年齢集団や小・中学校、高齢者等との交流活動による人間関係の醸成【子ども・子育て支援】※
- 豊かな人間性の育成を目指す道徳教育の充実（命の大切さの学習等の推進）【学校教育】
- 北部地域、市街地地区のコミュニティ・スクールの充実のため、地域学校協働本部の設置に取り組む【社会教育】
- 地域や関係機関との横断的な連携体制の強化【社会教育】
- 各種団体との連携、幅広い広報活動などによるコミュニティ意識の高揚

【コミュニティ】※

- 地域づくり大学連携事業の推進【コミュニティ】
- 町内施設の消防訓練・避難訓練の指導強化【消防・救急、防災】※
- 災害に対する意識づくり、避難体制の確立（地域防災計画・ハザードマップの見直し）【消防・救急、防災】※
- 町内会等を中心とした自主防災組織の育成、活動支援【消防・救急・防災】※
- 近年増加している自然災害に備えた意識啓発、防災訓練（避難訓練・図上訓練・避難所運営など）の実施【消防・救急・防災】※
- 企業等との防災協定の拡充【消防・救急・防災】※
- 資質向上のための職員研修の実施【行財政運営・広域連携】※

指標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
防災訓練実施回数（町内会等含む）	3回	8回

5－2 長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止

（再生可能エネルギーの導入拡大）

- 江差町地球温暖化対策実行計画に即した地球温暖化対策の取り組み【自然環境・エネルギー】
- 地域脱炭素促進事業による促進区域を設定。エネルギー供給地として、地域共生型の再エネ導入の推進【自然環境・エネルギー】※
- 風力・太陽光発電等の再生可能エネルギーの普及促進等【自然環境・エネルギー】※
- 檜山沖洋上風力事業化に向けた取り組み【自然環境・エネルギー】※

（電力基盤等の整備）

- 地域脱炭素促進事業による促進区域を設定。エネルギー供給地として、地域共生型の再エネ導入の推進【自然環境・エネルギー】※
- 風力・太陽光発電等の再生可能エネルギーの普及促進等【自然環境・エネルギー】※
- 檜山沖洋上風力事業化に向けた取り組み【自然環境・エネルギー】※

指標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
温室効果ガスの削減	58.297 千t-CO ₂	44.110 千t-CO ₂

5－3 上下水道施設の長期間にわたる機能停止

(水道施設等の防災対策)

- 江差町再構築計画に基づく施設の統廃合【上下水道】※
- 老朽水管の更新【上下水道】※

(下水道施設等の防災対策)

- 江差町公共下水道事業ストックマネジメント計画に基づく機械・電気設備等の更新【上下水道】※
- 経年劣化に伴う終末処理場、ポンプ場等のオーバーホール（部品交換）の実施【上下水道】※
- 認可計画区域内未普及地域の解消（管渠新設）【上下水道】
- し尿処理施設の老朽化対策【環境衛生】※
- 南部桧山衛生処理組合によるし尿・浄化槽汚泥の適正処理【環境衛生】

指標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
急所施設及び重要施設の管路に係る耐震化率	73.7%	80.3%

5－4 地域交通ネットワークの機能停止とそれに伴う多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

(交通ネットワークの整備)

- 江差町橋梁長寿命化修繕（橋梁架換・橋梁修繕）【道路・河川】※
- JR江差線線路跡地新設道路改良【道路・河川】※
- 函館・江差自動車道の整備における「木古内・江差間」の調査促進及び早期事業着手【道路・河川】※
- かもめ島入口の交差点改良の促進（国道）【道路・河川】※
- 国道227・228号における海岸線の波しうき対策の促進【道路・河川】※
- 国道227号における冬期間の交通安全対策上の道路改良（尾山地区～伏木戸地区間）【道路・河川】※
- 道道の整備促進【道路・河川】※
- 市街地道路の改良【道路・河川】※
- 市街地道路のバリアフリー化【道路・河川】※
- 町道の維持補修【道路・河川】※
- 定期的な橋梁の点検及び橋梁長寿命化計画の見直し【道路・河川】
- 面的な交通ネットワークの再構築【地域公共交通・情報通信】
- 路線バスの維持確保対策【地域公共交通・情報通信】※
- 奥尻離島航路の維持整備対策の推進【地域公共交通・情報通信】※
- 関係機関と連携した近隣市町間との交通網の確保【地域公共交通・情報通信】

- 交通安全施設の整備（関係機関への要請含む。）【交通安全・防犯・消費生活】※

(道路施設の防災対策等)

- 江差町橋梁長寿命化修繕（橋梁架換・橋梁修繕）【道路・河川】※

指標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
江差町橋梁長寿命化修繕	15 橋中 4 橋	15 橋中 9 橋

6. 迅速な復旧・復興等

6-1 事前復興ビジョンや地域合意の欠如、災害廃棄物の処理、仮設住宅等の整備の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ

(災害廃棄物の処理体制の整備)

- 南部桧山衛生処理組合策定の江差町災害廃棄物処理計画において対応（災害廃棄物処理計画の見直し）
- 防災計画に規定する廃棄物処理等計画において対応（防災計画の見直し）

(仮設住宅など生活基盤等の迅速な確保)

- 土地利用の面からの災害対策の推進（避難所の配置、避難経路の確保、被災時の仮設住宅建設予定地の確保などの検討）【土地利用】※

6-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足や地域コミュニティの機能低下

(災害対応に不可欠な建設業との連携)

- 江差町内における災害時の協力体制に関する実施協定（江差建設協会）【消防・救急・防災】

(行政職員等の活用促進)

- 資質向上のための職員研修の実施【行財政運営・広域連携】※
- 広域連携に向けた取り組みの推進【行財政運営・広域連携】※

(地域コミュニティ機能の維持・活性化)

- 交流人口・関係人口増加に向けた取り組みの強化【観光・江差追分】※
- 自助・互助・共助の普及促進【地域福祉】※
- 子どもたちにボランティア意識を醸成する地域での取り組み【地域福祉】※
- 地域住民の参加による多様な福祉活動の促進（地域で高齢者や障がい者、子

どもを見守り支える地域福祉活動など)【地域福祉】※

- 異年齢集団や小・中学校、高齢者等との交流活動による人間関係の醸成【子ども・子育て支援】※
- 出産・育児に対する不安を解消し、育児相談や見守り支援体制の充実など、子育てを地域全体で支援できる体制づくり【子ども・子育て支援】※
- 町内の各地域や各組織において、自主的に介護予防に取り組む体制づくりの推進【高齢者福祉・介護保険】
- 独居高齢者の生活をサポートする地域住民の取り組み【高齢者福祉・介護保険】※
- 家庭・地域・学校と連携し、江差に学び、江差と歩む「江差っ子」の育成(コミュニティ・スクールの充実)【学校教育】
- 町内会・自治会活動の活性化、連携促進【コミュニティ】※
- 各組織の相互交流活動の活発化【コミュニティ】※
- 課題別のまちづくり活動組織の育成(環境保全・子育て・高齢者見守りなど)【コミュニティ】※
- 地域の活性化に取り組む若者の活動を支援【コミュニティ】
- 移住・定住を含めた若者交流の推進【移住・定住・交流】
- 地域おこし協力隊配置による地域活性化及び移住・定住推進【移住・定住・交流】
- コミュニティ機能と連携した商店街づくりの推進【土地利用】
- 北部地域におけるコミュニティ機能の維持に向けた施策の検討【土地利用】
- 海岸漂流物等地域対策推進事業を活用し、クリーンアップ作戦等海岸清掃等を実施【自然環境・エネルギー】
- 町内会等を中心とした自主防災組織の育成、活動支援【消防、救急、防災】※
- 誰もが参加し、まちづくりの意見交換ができる場づくり【広報・広聴・協働】※

指標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
人口動態・転入者数増	371 人	408 人

第4章 計画の推進管理

1 計画の推進期間等

計画期間は社会情勢の変化や「国土強靭化基本計画」及び「北海道強靭化計画」と調和を図る必要があることから、本計画の推進期間は概ね5年とする。

また、本計画は、本町の他の分野別計画における国土強靭化に関する指針として位置づけるものであることから、国土強靭化に関連する分野別計画においては、それぞれの計画の見直し及び改定時期に併せ、所要の検討を行い、本計画との整合性を図っていく。

2 計画の推進方法

2-1 施策毎の推進管理

本計画に掲げる施策の実効性を確保するためには、明確な責任体制のもとで施策毎の推進管理を行うことが必要である。

このため、施策プログラムの推進に当たっては、庁内の所管部局を中心に、国や北海道等との連携を図りながら、個別の施策毎の進捗状況や目標の達成状況などを継続的に検証し、効果的な施策の推進につなげていく。

2-2 PDCAサイクルによる計画の着実な推進

計画の推進に当たっては、前項で示した各施策の進捗状況や目標の達成状況を踏まえ、施策プログラム全体の検証を行い、その結果を踏まえた予算化や国・道への政策提案を通じ、更なる施策推進につなげていくというPDCAサイクルを構築し、本町強靭化のスパイラルアップを図っていく。

【別表】 江差町強靭化に関する脆弱性評価

1 人命の保護

1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う多数の死傷者の発生

【評価結果】

(住宅、建築物等の耐震化)

- 住宅・建築物等の耐震化については、法改正により一定規模の建築物に対する耐震診断が義務づけられたことなども踏まえ、国の支援制度等を有効活用し、耐震化の促進を図る必要がある。
- 小中学校、医療施設、社会福祉施設、体育施設などの不特定多数が集まる施設の耐震化については、災害時の避難場所や救護用施設として利用されることもあることから、耐震化の一層の促進を図る必要がある。
- 近年急増する外国人を含む観光客等に対する安全を確保するため、観光施設や文化財などの耐震化の促進を図る必要がある。

(建築物等の老朽化対策)

- 公共建築物の老朽化対策について、維持管理や保守、更新等については、必要な取組を進めるとともに、適切に維持管理等を行う必要がある。
- 公営住宅については、老朽ストックの計画的な建替え、改善等を実施する必要がある。

(緊急輸送道路等の整備)

- 救急救援活動等に必要な緊急輸送道路や避難路について、国や道、他の市町村と連携を図り整備を推進する必要がある。

(防火対策・火災予防)

- 火災の未然防止や被害低減を図るため、引き続き関係機関が連携した火災予防に関する啓発活動や防火設備の設置促進、危険物施設の安全確保などの取組を推進する必要がある。

【指標（現状値）】

・町営住宅の管理戸数	405 戸 (R5)
・江差町橋梁長寿命化修繕	15 橋中 4 橋 (R5)
・JR 江差線線路跡地新設道路改良	4 路線中 2 路線 (R5)
・急所施設及び重要施設の管轄に係る耐震化率	73.7% (R5)
・公園の遊具設備の機能改善 (C判定)	10 箇所 (R5)
・公園の遊具設備の機能改善 (D判定)	4 箇所 (R5)

1-2 土砂災害による多数の死傷者の発生

【評価結果】

(警戒避難体制の整備等)

- 土砂災害警戒区域の指定は、おおむね完了しており、ハザードマップ見直しや避難の実効性を高めるためのわかりやすい情報発信などを行い、警戒避難体制の整備を促進する必要がある。

(砂防設備等の整備、老朽化対策)

- 国及び道において、砂防設備や急傾斜地崩壊防止施設、治山施設等の整備を進めており、引き続き国及び道に対し、施設整備・老朽更新の促進を要望する必要がある。

【指標（現状値）】

・防災訓練実施回数（町内会等含む）	3 回 (R5)
・森林整備面積 ※植栽、下刈り、枝打ち、間伐、路網整備等に関する面積	28.9ha (R5)

1-3 大規模津波等による多数の死傷者の発生

【評価結果】

(津波避難体制の整備)

- 今後、道において津波浸水想定及び津波災害警戒区域が変更されるなどの状況変化に応じ、ハザードマップの見直しをはじめ、避難体制の再整備が求められる。
- 津波発生時の避難対策に不可欠な津波避難計画を策定したが、今後、津波浸水想定の見直しに応じ、避難計画を改訂する必要がある。
- 避難誘導に役立つ各種標識、表示板等の設置については、道などと連携して整備を促進する必要がある。

(海岸保全施設等の整備)

- 道において、海岸保全施設の整備を進めているが、整備率は全国を下回っている状況にあり、今後、施設の耐震化対策などを含めて、施設整備の一層の促進を要望する必要がある。

【指標（現状値）】

- ・防災訓練実施回数（町内会等含む）

3回 (R5)

1-4 突発的又は広域的な洪水・高潮やため池の損壊、防災インフラの機能不全等に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

【評価結果】

(洪水・内水ハザードマップの作成)

- 近年の、大雨災害の状況から、想定最大規模降雨に基づく洪水・内水ハザードマップの普及及び防災訓練等の実施が必要である。

(河川改修等の治水対策)

- 国、道、町のそれぞれの管理河川において、洪水を安全に流下させるための河道の掘削、築堤の整備などの治水対策について、今後一層の効果的、効率的な整備を進める必要がある。
- 河川管理施設については、計画的な老朽化対策や施設の適切な維持管理が求められている。
- 大雨災害等による内水浸水被害を軽減するため、排水ポンプ等の整備を進める必要がある。

(ため池の防災対策)

- 大規模地震や豪雨等を起因としたため池の決壊などによる二次災害を防止するため、ため池の点検・診断結果に基づく必要な対策を要望する必要がある。
- ため池の決壊による甚大な二次災害を防止するため、ハザードマップの見直し等を進める必要がある。
- 「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」に基づき農業用ため池の所在や管理状況を適切に把握することにより、農業用水の供給機能を確保しつつ、決壊による被害防止に努める。

【指標（現状値）】

- ・防災訓練実施回数（町内会等含む）

3回 (R5)

1-5 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う多数の死傷者の発生

【評価結果】

(暴風雪時における道路管理体制)

- 通行規制時の迅速な情報伝達に取り組むなど、適切な道路管理体制を強化する必要がある。
- 防雪柵など必要な防雪施設の整備について、今後、気象条件の変化により新たな対策が必要な箇所が生じる可能性もあることから、今後一層の効果的な整備を進めていく必要がある。

(除雪体制の確保)

- 各道路管理者（国、道、町）に加え、警察や消防などと異常気象時の連絡体制の確認や立ち往生車両の対応などについて、情報共有や相互連携を強化するなど、円滑な除雪体制の確保に努めているが、各管理者における財政事情、除雪作業を請け負う事業者の経営環境の悪化、除雪機械の老朽化など、安定的な除雪体制を確保する上で多くの課題を抱えており、これらの課題を踏まえた総合的な対策が必要である。

【指標（現状値）】

2 救助・救急活動等の迅速な実施や避難生活環境の確保

2-1 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞

【評価結果】

(防災訓練等による救助・救急体制の強化)

- 道が主催する防災訓練などの機会を通じ、消防、警察、自衛隊など関係機関相互の情報共有・連携体制を強化し、災害対応の実効性を高めていく必要がある。

(救急活動等に要する情報基盤、資機材の整備)

- 警察、消防の災害対応能力強化のため災害用資機材の整備を図る必要がある。加えて消防団の装備を充実する必要がある。

【指標（現状値）】

・防災訓練実施回数（町内会等含む）

3回 (R5)

2-2 被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺、大規模な自然災害と感染症との同時発生

【評価結果】

(保健所との連携・保健センター機能の充実)

- 災害発生時においては、速やかな感染症予防対策が重要であり、また、災害時における感染症の発生や拡大を防止するためには、平時から定期の予防接種を対象者が適切に受けられる体制を整備する必要がある。

(被災時の保健医療支援体制の強化)

- 災害拠点病院に求められている自家発電設備の整備及び耐震化整備について、災害時の救命医療や被災地からの重篤患者の受入など災害拠点病院の機能を確保するため、未整備病院については、自家発電設備の増強や応急用医療資機材の整備、耐震改修など、所要の対策を図る必要がある。
- 災害発生時に、被災した市町村の保健医療ニーズ等の情報の整理・分析・提供を一元的に実施し、各被災地域への保健医療支援チームの派遣など保健医療活動の総合調整をする体制を構築する必要がある。

(災害時における福祉的支援)

- 道では、災害時における福祉避難所等での必要な人材の確保を図るため、被災していない地域の社会福祉施設が被災地の福祉避難所等へ必要な人員を派遣する「DCAT(北海道災害派遣ケアチーム)」を組織し、派遣協定を締結した法人数は、68法人、123施設となっており、本町においても関係法人に広く協力を要請し、福祉避難所等への人的支援の促進を図る必要がある。
- 被災時に迅速に社会福祉施設への人的・物的支援や入居者の避難先確保を行う必要がある。

【指標（現状値）】

・認知症サポーター養成者数

累計 854 人 (R5)

・医師確保人数

10 人 (R5)

・看護師等育成確保対策（修学資金貸付）を活用し町内医療機関へ就職した数

累計 8 人 (R5)

2-3 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止

【評価結果】

(物資供給等に係る連携体制の整備)

- 江差町地域防災計画に基づき、物資供給をはじめ医療、救助・救援、帰宅支援など災害時の応急対策に必要な各分野において、道、町、民間企業・団体等がそれぞれの間で応援活動を行っているが、災害時において、これらの活動が効率的に行えるようにする必要がある。
- 官民の連携体制の充実強化を図っていく必要がある。
- 大規模な災害の発生に備え、復旧活動の展開拠点や救援物資の輸送の中継拠点といった機能を持つ広域防災拠点について、大規模災害における被害想定などを踏まえ、施設の役割や設置場所、既存公有施設の活用など施設整備の方について、防災関係機関等と連携の下、多角的に検討する必要がある。

(非常用物資の備蓄促進)

- 他の自治体と連携した広域的な物資の供給・調達体制の整備を推進する必要がある。
- 家庭や企業等においては、被害想定や冬期間の対応なども想定し、最低3日分、可能であれば1週間分の食料や飲料水、生活必需品の備蓄や非常用電源の確保が奨励されていることから、自発的な備蓄を促進するため道などと連携しSNSなどを活用し、啓発活動に取り組む必要がある。
- 孤立する可能性のある地域等において、他地域からの応援がなくても対応できる量（1週間程度）の物資の備蓄を促進し、孤立に強い地域づくりを進める必要がある。
- 非常用物資の備蓄体制の強化に向けた取組を促進する必要がある。

【指標（現状値）】

・防災備蓄整備進捗率

94.2% (R5)

2-4 避難施設やトイレ、暖房の不足等による劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による災害関連死等の発生

【評価結果】

(避難場所の指定・整備・普及啓発)

- 災害対策基本法に基づいて指定される指定緊急避難場所や指定避難所について、整備の状況や収容人数、安全性、管理の状況など、その適切性について不断の見直しを行うとともに、地域の実情に応じた避難マニュアルを作成し、自主防災組織等の住民が主体となった運営体制の構築に向けた支援を実施していく必要がある。
- 高齢者、障がい者等の要配慮者の安全確保を図るために必要な福祉避難所の更なる確保や要配慮者が円滑な避難を可能とする体制整備を促進する必要がある。
- 災害時の避難場所として活用される公共建築物等について、耐震改修なども含め地域の実情に応じた施設整備を促進する必要がある。
- 広域避難を実施する手順や留意点等について、道や他市町村と連携して取り組んでいく必要がある。
- 道及び町は、国が示す総合防災訓練大綱に基づき、住民や事業者等の参加のもと、より実践に即した避難所運営等に関する訓練に取り組む必要がある。

(避難所等の生活環境の改善、健康への配慮)

- 避難者の健康面に配慮した食事の提供、段ボールベット及びプライバシーに配慮したパーティションの設置、トイレ環境の向上など、避難所における良好な生活環境を確保し災害関連死等を防止する必要がある。
- 国の「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」等を踏まえ、避難所の適切な設置・運営等に取り組む必要がある。
- 国の「在宅・車中泊避難者等の支援の手引き」を踏まえ、避難所以外にいる避難者等の避難生活の環境改善及び質の向上を図る必要がある。

(積雪寒冷を想定した避難所等の対策)

- 積雪や低温など北海道の冬の厳しい自然条件を踏まえ、停電時でも既存の暖房施設が使用できる外部電源の確保、水道凍結時でも使用可能なトイレの備蓄や給水体制の整備、温かい食事を提供できる体制の構築など避難所等における防寒対策に取り組む必要がある。

【指標（現状値）】

・防災備蓄整備進捗率

94.2% (R5)

3 行政機能の確保

3-1 町内外における行政機能の大幅な低下

【評価結果】

(災害対策本部機能等の強化)

- 道では、被災時における職員の参集範囲、対策本部の設置場所、庁舎被災時における代替場所など災害対策本部に係る具体的な運用事項を業務継続計画の中で規定しているが、本町においては、地域防災計画や業務継続計画の見直しや職員への研修、訓練などを通じ、災害対策本部体制の機能強化、職員の災害対応能力の向上を図る必要がある。
- 大規模災害発生時においても、災害応急対応や復旧対応など防災拠点としての業務を継続するため、非常用電源設備の整備や概ね72時間非常用電源が稼働できる十分な燃料の備蓄、庁舎等の行政施設の耐震化を図る必要がある。

(行政の業務継続体制の整備)

- 業務継続に必要な6要素について、整備を促進する必要がある。
- 災害時においても業務を遂行する上で重要な役割を担う情報システムの機能を維持・継続をするため、重要システムに係るサーバーのデータセンターへの移設など取組を計画的に進める必要がある。
- ICT機器や情報通信ネットワークの被災に備え、ICT部門の業務継続計画(ICT-BCP)の策定を促進する必要がある。

(広域応援・受援体制の整備)

- 大規模災害が発生した際の災害応急体制の確保を図るため、他自治体との広域応援・受援体制の構築を図る必要がある。
- 他の自治体から円滑に応援職員を受け入れるため、あらかじめ依頼すべき業務等の明確化や非常時優先業務等の選定を行うことや、応援職員を派遣する場合に備え、職員の研修や応援活動に必要な事務機器等の準備を行う必要がある。

【指標（現状値）】

・観光入込客数	249千人 (R5)
・来訪者満足度	83.1% (R5)
・リピーター率	42.3% (R5)
・新規会員数（江差追分会）	69人 (R5)

4 経済活動の機能維持

4-1 長期的又は広範囲なサプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞

【評価結果】

(リスク分散を重視した企業立地等の促進)

- 東日本大震災以降、企業においては業務継続体制の再構築を進める中で、首都圏等に立地する本社機能の移転やサプライチェーンの多重化・分散化の動きが活発化しており、こうした潮流を踏まえ、リスク分散に適した本道の優位性を活かし、オフィスや生産拠点の本道への立地を促進するための取組を強化する必要がある。

(企業の事業継続体制の強化)

- 中小企業の事業継続計画策定の促進や経営体質・基盤の強化を促進するため、各業種関係団体等と連携し、支援する必要がある。

(被災企業等への金融支援)

- 国や道では、災害に伴う経済環境の急変等により影響を受けた中小企業者等の事業の早期復旧と経営の安定を図るための金融支援を実施しており、引き続きこうしたセーフティネット策を確保するとともに、被災後の支援のみならず、災害に対する事前の備えに向けた取組への支援についても検討する必要がある。

【指標（現状値）】

・創業・起業件数

累計4件（R5）

4-2 町外との基幹交通の機能停止による物流・人流への甚大な影響

【評価結果】

(港湾の機能強化)

- 災害時において経済活動の継続を確保するための物流拠点として、更に緊急物資や人員など輸送拠点として、重要な役割を港湾が担うためには、ターミナル機能の強化や船舶の大型化など物流の変化に対応した港湾整備など、港湾の機能強化を推進することが必要である。
- 大災害に備えた港湾の耐震化、老朽化対策は、それぞれの管理主体が国の事業を活用しながら計画的に実施しているが、今後耐震化のニーズや老朽ストックが更に増えてくることなども想定されることから、一層の計画的整備の促進が求められる。

(陸路における流通拠点の機能強化)

- 災害時においても陸路における円滑な物資輸送を図るために、流通業務施設などの流通拠点の耐震化等を進める必要がある。

【指標（現状値）】

4-3 食料の安定供給に伴う、町民生活・社会経済活動への甚大な影響

【評価結果】

(食料生産基盤の整備)

- 大規模災害により、その生産基盤が打撃を受けないよう、耐震化や津波対策、老朽化対策などの防災・減災対策も含め、農地や農業水利施設、漁港施設等の生産基盤の整備を着実に推進する必要がある。
- 現在、本町の農水産業は、担い手不足などの大きな課題を抱えており、災害発生時を含め、国全体の食料の安定供給に将来にわたって貢献をしていくためには、経営安定対策や担い手の育成確保など、本町の農水産業の持続的な発展につながる取組を効果的に推進する必要がある。

(食料品の販路拡大)

- 大災害時において食料の供給を安定的に行うためには、平時においても一定の生産量を確保していくことが必要であり、食の高付加価値化などによる農水産物の販路拡大の取組など、生産、加工、流通が一体となった取組を推進する必要がある。

【指標（現状値）】

・農産物販売額（1人あたり）	517万円（R5）
・アスパラガスの販売額	40,593千円（R5）
・アスパラガスの収穫量	28.7t（R5）
・農地集積率	68.3%（R5）
・新規就農者・法人数	累計2人（又は法人）（R5）
・ニシン地産地消・外商（漁獲高）	15.8t（R5）
・ナマコの漁獲高	12.1t（R5）
・新規漁業就業者	0人（R5）
・トラウトサーモンの漁獲高	10t（R5）

4-4 農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下**【評価結果】****（森林の整備・保全）**

- 大災害等に起因する森林の荒廃は、国全体の強靭化に大きな影響を与える問題となる。このため、造林、間伐等の森林整備や林道等の路網整備を一体的に進め、大雨や地震等の災害時における土石・土砂の流出や表層崩壊などの山地災害を防止するなど、森林の持つ公益的機能の持続的な発揮を必要がある。
- 災害時における森林の公益的機能の継続的な発揮を図るため、エゾシカなど野生鳥獣による森林被害の防止対策を進める必要がある。

（農地・農業水利施設等の保全管理）

- 農地が持つ保水効果や土壤流出の防止効果など国土保全機能を維持するため、地域コミュニティ等による農地・農業水利施設等の地域資源の適正な保全管理を推進する必要がある。

【指標（現状値）】

・森林整備面積

※植栽、下刈り、枝打ち、間伐、路網整備等に関する面積 28.9ha（R5）

5 情報通信網や電力等ライフライン、交通ネットワークの確保

5-1 通信インフラの障害等による情報収集・伝達の不備・途絶

【評価結果】

(関係機関の情報共有化)

- 被害の軽減や迅速な応急・救助活動に不可欠な関係機関相互の連絡体制を強化する必要がある。
- 防災気象情報や避難情報などの災害情報について、北海道防災情報システムをレアラートと連動させた運用により、道及び関係機関と情報共有を図り、住民等へ伝達しているが、今後、より迅速で確実な情報伝達を行うためには、災害通信連絡訓練等によりシステム運用等の習熟を図る必要がある。
- 災害関連情報を確実に収集し、道・警察・消防を含む関係機関と共有するために必要な情報基盤の整備を促進する必要がある。

(住民等への情報伝達体制の強化)

- 災害時における住民の安否情報を効果的に収集・提供するための体制を構築する必要がある。
- 住民等への災害情報の伝達に必要な防災行政無線のデジタル化や、公衆無線 LAN 環境を有する観光・防災 Wi-Fi ステーションなどの整備を促進するとともに、避難勧告等の住民への情報伝達に関し、多様な方法による災害情報の伝達体制を整備する必要がある。

(外国人、観光客、高齢者等の要配慮者対策)

- 災害発生時において、外国人を含む観光客の安全を確保し、迅速かつ正確な情報提供や避難誘導などを行うため、多言語による災害情報の提供など、災害から観光客を守る受入体制の整備が必要である。
- 災害時も含め外国人観光客等の移動の利便性を確保するため、英語表記やピクトグラム表記の道路案内標識等の整備が必要である。
- 災害発生時の避難等に支援を要する要介護高齢者や障がい者などに対する避難誘導などの支援が迅速かつ適切に行えるよう、避難行動要支援者の名簿の見直しと名簿を活用した地域住民の支援による避難体制の整備や安否確認など「自助」や「共助」の最大限発揮に向け、所要の対策を促進する必要がある。

(帰宅困難者対策の推進)

- 積雪・低温など北海道の冬の厳しい自然条件を踏まえ、地域における移動困難者対策が必要であり、一時待避所の確保とその周知・啓発など、冬季を含めた帰宅困難者の避難対策の取組を進める必要がある。

(地域防災活動、防災教育の推進)

- 地域防災力の向上に向け、自主防災組織の結成促進等を図る必要がある。
- 学校教育においては、防災教育啓発資料の配付や体験型防災教育などを通じ、学校関係者及び児童生徒の防災意識の向上に向け、地域・学校の実情に応じた実践的な避難訓練を実施するなど、一層の効果的な取組を行う必要がある。

【指標（現状値）】

- ・防災訓練実施回数（町内会等含む）

3回 (R5)

5-2 長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止

【評価結果】

(再生可能エネルギーの導入拡大)

- 道における再生可能エネルギーの導入は、今後更なる拡大が期待できることから、エネルギーの地産地消などの取組が必要である。

(電力基盤等の整備)

- 再生可能エネルギーのポテンシャルを最大限に活用し、新エネルギーの導入拡大を促進するためには、送電網などの電力基盤を増強する取組が求められる。
- 被災による停電時対応のため、分散型電源としての電力供給機能を推進する必要がある。
- 北海道胆振東部地震に伴う大規模停電を踏まえ、電力供給の安定や再生可能エネルギーの開発、導入に向け、国や道、電気事業者等との連携を強化する必要がある。

【指標（現状値）】

- ・温室効果ガスの削減

58.297千t-CO₂ (R5)

5-3 上下水道施設の長期間にわたる機能停止

【評価結果】

(水道施設等の防災対策)

- 災害時においても給水機能を確保するため、配水池や浄水場など水道施設の耐震化や老朽化対策等、計画的な整備を促進する必要がある。また、今後、更新期を迎える施設については、今後の水需要などを考慮した施設の更新や維持管理など老朽化対策を促進することが必要である。
- 水道施設が地震などにより被災した場合に備え、水道事業者において緊急時の給水拠点の確保を図るため、耐震性貯水槽や緊急遮断弁、送水管の多重化などの施設整備や、水道事業者における応急給水体制の整備を進め、防災機能の強化を図る必要がある。

(下水道施設等の防災対策)

- 地震時における下水道機能の確保のため、着実な整備が求められる。また、今後、増大してくる老朽化施設の改築更新等を計画的に進めていく必要がある。
- 認可計画区域内において、管渠を新設し、未普及地域の解消を図る。
- 処理槽について、老朽化した単独処理槽から災害に強い合併処理槽への転換を促進する必要がある。

【指標（現状値）】

・急所施設及び重要施設の管路に係る耐震化率	73.7% (R5)
-----------------------	------------

5-4 地域交通ネットワークの機能停止とそれに伴う多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

【評価結果】

(交通ネットワークの整備)

- 函館・江差自動車道は、檜山南部や渡島西部で生産された農産物や各漁港で水揚げされた水産物の流通の利便性を高めるとともに、函館市に集中する高次医療施設への搬送時間の短縮や災害時における救援物資の運搬など、地域住民にとって安全安心な暮らしを確保するため、早急な整備が必要である。
- 大災害時に、被災地からの避難や被災地への物資供給、救援救急活動などを迅速に行うためには、広域交通の分断を回避し、防災拠点間を結ぶ移動の代替性を確保することが重要であり、高規格幹線道路と中心市街地をつなぐアクセス道路の整備のほか、緊急輸送道路や避難路等のネットワーク化を進める必要がある。

(道路施設の防災対策等)

- 落石や岩石崩落などの道路防災総点検の結果に基づき、今後も、引き続き計画的な整備を行う必要がある。また、橋梁の耐震化についても、引き続き計画的な整備を行う必要がある。
- 橋梁をはじめとした道路施設の老朽化対策については、個別の長寿命化計画に基づき、着実な整備を推進するとともに、その他の各道路施設についても、計画的な更新を含めた適切な維持管理を実施する必要がある。
- 農産物流通の向上など農業利用を目的に整備された農道・農道橋については、農山村地域の生活道路として一般道と同様の機能を担っていることから、農道施設の点検・診断を引き続き推進するとともに、点検結果に基づく老朽化対策を適切に推進する必要がある。

【指標（現状値）】

・江差町橋梁長寿命化修繕	15橋中4橋 (R5)
--------------	-------------

6 迅速な復旧・復興等

6-1 事前復興ビジョンや地域合意の欠如、災害廃棄物の処理、仮設住宅の整備等の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ

【評価結果】

(災害廃棄物の処理体制の整備)

- 災害廃棄物処理の具体的な対応が求められており、迅速な処理体制を構築するため「江差町災害廃棄物処理計画」に基づき対応する必要がある。

(仮設住宅など生活基盤等の迅速な確保)

- 被災者の住まいの迅速な確保、生活再建のため、復旧、復興のための土地の確保や住家の被害認定調査などの業務に關し、道等と連携しながら、研修等を通じ町職員の能力向上を図るとともに、業務が過重とならないように、事前に職員の派遣などの必要な支援方法の検討を行う必要がある。

【指標（現状値）】

6-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足や地域コミュニティの機能低下

【評価結果】

(災害対応に不可欠な建設業との連携)

- 大規模災害の発生により、人命救助に伴う障害物の除去や道路交通の確保などの応急対策が迅速かつ効果的に行われるよう、建設業とのより一層の連携や専門的技術等の活用を図るため、本町建設協会との協定に基づく対策を継続する必要がある。
- 減少する建設業就業者について、災害時の復旧・復興はもとより対応が迫られている施設の老朽化対策などを着実に進めていくためにも、若年者を中心とした担い手の確保・育成に取り組む必要がある。

(行政職員等の活用推進)

- 道内の被災市町村からの行政職員の応援要請に対応するため、道と一定の規模以上の道内市町村による連絡会議が設置されており、引き続き連絡会議の枠組みを活用した応援体制の強化を図る必要がある。

(地域コミュニティ機能の維持・活性化)

- 人口減少と高齢化に伴い生活機能の低下や交通手段の不足など問題が生じている集落については、集落機能の維持・確保に向けて、地域の実情に即した集落対策を実施する必要がある。
- 関係機関と連携したボランティア等の受入体制整備と防災知識等を有するボランティアの育成を促進する必要がある。

【指標（現状値）】

・ 人口動態・転入者数増

371 人 (R5)

【別表】江差町強靭化のための推進事業一覧

所管課	事業名	事業概要			リスクシナリオ																														
建設水道課	社会資本整備総合交付金事業	<p>【道路事業】 避難路等の交通ネットワーク整備、災害時における地域輸送等の機能の確保、地域間交流の向上・集落分断の防止を図るため、町道の改良を行う。</p> <p><実施事業の概要></p>			1－1, 1－5, 2－3, 4－2, 5－4																														
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>箇所名・地区名</th><th>完了年度</th><th>全体事業費(千円)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>五厘沢山崎線</td><td>R12</td><td>309,000</td></tr> <tr> <td>陣屋榎川線柏跨線橋</td><td>R12</td><td>100,000</td></tr> </tbody> </table>				箇所名・地区名	完了年度	全体事業費(千円)	五厘沢山崎線	R12	309,000	陣屋榎川線柏跨線橋	R12	100,000																					
箇所名・地区名	完了年度	全体事業費(千円)																																	
五厘沢山崎線	R12	309,000																																	
陣屋榎川線柏跨線橋	R12	100,000																																	
<p>【橋梁事業】 橋梁の長寿命化を図るため修繕計画に基づいた修繕を実施。</p> <p><実施事業の概要></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>箇所名・地区名</th><th>完了年度</th><th>全体事業費(千円)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>陣屋榎川線第3榎川橋整備</td><td>R7</td><td>716,967</td></tr> <tr> <td>水堀小黒部中央幹線鰐川大橋補修</td><td>R9</td><td>65,634</td></tr> <tr> <td>五厘沢山崎線逆川橋補修</td><td>R10</td><td>81,000</td></tr> <tr> <td>水堀小黒部中央幹線問屋橋1号</td><td>R11</td><td>19,000</td></tr> <tr> <td>新栄町2号通り中の橋</td><td>R11</td><td>12,000</td></tr> <tr> <td>豊川町裏通り線夏原橋</td><td>R12</td><td>14,000</td></tr> <tr> <td>榎川2号通り平野橋</td><td>R13</td><td>18,000</td></tr> <tr> <td>榎川2号通り上榎川橋</td><td>R13</td><td>22,000</td></tr> <tr> <td>越前北5号通り中崎橋</td><td>R14</td><td>17,000</td></tr> <tr> <td>鰐川10号通り鰐川1号橋</td><td>R15</td><td>14,000</td></tr> </tbody> </table>			箇所名・地区名	完了年度	全体事業費(千円)	陣屋榎川線第3榎川橋整備	R7	716,967	水堀小黒部中央幹線鰐川大橋補修	R9	65,634	五厘沢山崎線逆川橋補修	R10	81,000	水堀小黒部中央幹線問屋橋1号	R11	19,000	新栄町2号通り中の橋	R11	12,000	豊川町裏通り線夏原橋	R12	14,000	榎川2号通り平野橋	R13	18,000	榎川2号通り上榎川橋	R13	22,000	越前北5号通り中崎橋	R14	17,000	鰐川10号通り鰐川1号橋	R15	14,000
箇所名・地区名	完了年度	全体事業費(千円)																																	
陣屋榎川線第3榎川橋整備	R7	716,967																																	
水堀小黒部中央幹線鰐川大橋補修	R9	65,634																																	
五厘沢山崎線逆川橋補修	R10	81,000																																	
水堀小黒部中央幹線問屋橋1号	R11	19,000																																	
新栄町2号通り中の橋	R11	12,000																																	
豊川町裏通り線夏原橋	R12	14,000																																	
榎川2号通り平野橋	R13	18,000																																	
榎川2号通り上榎川橋	R13	22,000																																	
越前北5号通り中崎橋	R14	17,000																																	
鰐川10号通り鰐川1号橋	R15	14,000																																	
		<p>【下水道事業】 認可計画区域内未普及地域の解消（管渠新設）</p> <p><実施事業の概要></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>箇所名・地区名</th><th>完了年度</th><th>全体事業費(千円)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>認可区域内</td><td>R11</td><td>25,000</td></tr> </tbody> </table>			箇所名・地区名	完了年度	全体事業費(千円)	認可区域内	R11	25,000	5－3																								
箇所名・地区名	完了年度	全体事業費(千円)																																	
認可区域内	R11	25,000																																	

所管課	事業名	事業概要			リスクシナリオ																		
		<p>【下水道事業】 施設機能維持のため、江差町公共下水道事業ストックマネジメント計画に基づく機械・電気設備等の更新を実施。 <実施事業の概要></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>箇所名・地区名</th> <th>完了年度</th> <th>全体事業費(千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>江差・上ノ国下水道管理センター外</td> <td>R11</td> <td>291,000</td> </tr> </tbody> </table>			箇所名・地区名	完了年度	全体事業費(千円)	江差・上ノ国下水道管理センター外	R11	291,000	1－1, 5－3												
箇所名・地区名	完了年度	全体事業費(千円)																					
江差・上ノ国下水道管理センター外	R11	291,000																					
総務課	社会資本整備 総合交付金事業	<p>【空家等実態調査】 江差町空家等対策計画を策定するにあたり、江差町における空家等の実態を調査し、空家等に関する対策を総合的かつ計画的に推進していくための基礎資料の整備、およびデータベース化を行い、空家等の適正管理及び活用促進等を図る。 <実施事業の概要></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>箇所名・地区名</th> <th>完了年度</th> <th>全体事業費(千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>江差町内全域</td> <td>R7</td> <td>7,623</td> </tr> </tbody> </table>			箇所名・地区名	完了年度	全体事業費(千円)	江差町内全域	R7	7,623	1－1, 4－3												
箇所名・地区名	完了年度	全体事業費(千円)																					
江差町内全域	R7	7,623																					
まちづくり 推進課	社会資本整備 総合交付金事業	<p>【道路事業】 「道の駅」の機能とされる駐車場等を整備。安心・快適な休憩施設と安全な通行のための情報提供を行うことにより、道路利用者の利便性の向上と地域の活性化を図る。 <実施事業の概要></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>箇所名・地区名</th> <th>完了年度</th> <th>全体事業費(千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>町道津花3号通り</td> <td>R9</td> <td>510,000</td> </tr> </tbody> </table>			箇所名・地区名	完了年度	全体事業費(千円)	町道津花3号通り	R9	510,000	1－3, 4－2, 4－3, 5－1												
箇所名・地区名	完了年度	全体事業費(千円)																					
町道津花3号通り	R9	510,000																					
産業振興課	農業水路等長 寿命化・防災 減災事業	<p>排水機場や農業水路及び農業用ため池等の機能を維持するため、改修工事を行う。</p> <p><実施事業の概要></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>箇所名・地区名</th> <th>完了年度</th> <th>全体事業費(千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>下小黒部ため池整備事業</td> <td>R15</td> <td>200,000</td> </tr> <tr> <td>水堀第3・水堀排水機場改修</td> <td>R7</td> <td>4,500</td> </tr> <tr> <td>水堀第4・水堀排水機場改修</td> <td>R8</td> <td>20,000</td> </tr> <tr> <td>水堀・用排水路・区画整理</td> <td>R11</td> <td>3,196,000</td> </tr> <tr> <td>江差北部第2・用排水路・区画整理・暗渠整備</td> <td>R19</td> <td>1,500,000</td> </tr> </tbody> </table>			箇所名・地区名	完了年度	全体事業費(千円)	下小黒部ため池整備事業	R15	200,000	水堀第3・水堀排水機場改修	R7	4,500	水堀第4・水堀排水機場改修	R8	20,000	水堀・用排水路・区画整理	R11	3,196,000	江差北部第2・用排水路・区画整理・暗渠整備	R19	1,500,000	1－4, 4－3, 4－4,
箇所名・地区名	完了年度	全体事業費(千円)																					
下小黒部ため池整備事業	R15	200,000																					
水堀第3・水堀排水機場改修	R7	4,500																					
水堀第4・水堀排水機場改修	R8	20,000																					
水堀・用排水路・区画整理	R11	3,196,000																					
江差北部第2・用排水路・区画整理・暗渠整備	R19	1,500,000																					

所管課	事業名	事業概要	リスクシナリオ						
町民福祉課	北海道地域づくり総合交付金事業	<p>【子ども・子育て支援事業】</p> <p>老朽化が著しい町立2保育園（日明・水堀）を廃止し、道立江差病院院内保育所（認可外保育施設）に統合の上、新たに町立保育所（認可保育施設）を開設。開設後は、延長保育や土曜日・休日保育にも対応するとともに子育て支援センターを統合保育園にて開設することでサービスの向上を図る。</p> <p>＜実施事業の概要＞</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>箇所名・地区名</th> <th>完了年度</th> <th>全体事業費（千円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>子育て支援センター整備</td> <td>R7</td> <td>88,550</td> </tr> </tbody> </table>	箇所名・地区名	完了年度	全体事業費（千円）	子育て支援センター整備	R7	88,550	1－1， 6－2
箇所名・地区名	完了年度	全体事業費（千円）							
子育て支援センター整備	R7	88,550							